

マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（案）に関する主な意見の概要と
これらに対する国土交通省の考え方

「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（案）に関する意見の募集」を、平成 27 年 11 月 26 日から平成 27 年 12 月 17 日まで実施した結果、合計 30 件、18 名・団体からご意見を頂きました。主な意見の概要とこれらに対する国土交通省の考え方は、以下のとおりです。

第 1 章 総論

2. ガイドラインの活用方法

主な意見の概要	意見数
ガイドラインでは、下水道事業でマンホールトイレを整備することを前提としているが、他事業・他部局への配慮・調整が必要であることを示すべき。	1
意見に対する考え方	
ご指摘を踏まえて、P 4 「2. ガイドラインの活用方法」のうち、以下のとおり修正します。 「既に地域防災計画や下水道管理者が策定する下水道 B C P にマンホールトイレの整備方針等が位置づけられている場合は、その内容に基づき方針を作成するなど、関係部局が連携し、マンホールトイレの整備の推進を図ることが望まれる。」	

第 3 章 マンホールトイレ整備・運用の考え方

1. 技術概要と整備の現状

主な意見の概要	意見数
災害用トイレのタイプは、大便器タイプのもののみならず、小便器タイプのものも紹介すべき。	1
意見に対する考え方	
本ガイドラインでは、防災基本計画での位置づけを参考に、災害用トイレを 3 タイプ（携帯トイレ・簡易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレ）に分類しました。ご指摘の点については、P 4 6 「(3) 岐阜県恵那市」で、マンホールトイレの一つとして、男性用便器が採用されていることを紹介しているため、原文のままとさせていただきます。	

主な意見の概要	意見数
P 1 7 「(1) マンホールトイレの形式と特徴」のうち、「東日本大震災において、下水道管路の被害状況については、全体の1%程度（国土交通省調べ）であった。このため、地震災害が発生したあとでも、ほとんどの場所でマンホールトイレからし尿を下水道管路に流すことができると考えられる。」とあるが、阪神・淡路大震災では、下水道施設被害が見られたことなどから、下水道管路が被災しないことを前提とする記載は不適切である。	1

意見に対する考え方
ご指摘を踏まえP 1 7 「(1) マンホールトイレの形式と特徴」のうち、以下のとおり修正します。 「東日本大震災における下水道管路の被害状況は、被災のあった11都市134市町村等の下水道管きょ総延長の1%程度（国土交通省調べ）であった。」

2. マンホールトイレの必要数の算定等

主な意見の概要	意見数
P 2 7 「(参考) 検討結果の取りまとめイメージ」において、トイレ設置数の計算には入れていないグラウンドの人数は記載不要でないか。	2

意見に対する考え方
ご指摘を踏まえて、P 2 7 「(参考) 検討結果の取りまとめイメージ」において、グラウンドの人数を削除しました。

(1) マンホールトイレの設置場所

主な意見の概要	意見数
マンホールトイレの設置場所を検討する際は、以下の点について考慮すべき <ul style="list-style-type: none"> ・水源の位置 ・放流先の下水道施設の能力 ・動線の確保 ・プライバシーの確保 ・周辺への影響 ・平常時の支障 ・他部署との事前協議 	1

意見に対する考え方
P 2 3 「(1) マンホールトイレの設置場所」は、設置すべき「施設」を検討する際に考慮すべき事項を示したものであるため、「(1) マンホールトイレを設置すべき施設」と修正します。 施設内のどこにマンホールトイレを設置したらよいかといった「設置場所」を検討する際に考慮すべき事項については、施設の配置等の現場条件の違いによって様々であり、今回は検討対象外としていたため、ご指摘を参考に今後の検討課題とさせていただきます。

(4) 確保すべき水源

主な意見の概要	意見数
水源からマンホールトイレまで送水する方法等について考え方を示すべき。	2
意見に対する考え方	
ご指摘を踏まえP26「(4) 確保すべき水源」のうち、以下のとおり追記します。 「併せて、マンホールトイレまでの送水方法について、ポンプ等の器具を用いることを検討する必要がある。その際、電気が使えない場合を想定し、手押しポンプを導入することも考慮する必要がある。」	

(5) 放流先の下水道管路等の能力

主な意見の概要	意見数
マンホールトイレを設計する際の留意点を示すべき。	1
放流先の下水道管路の被災状況により、マンホールトイレが使用可能な期間等が異なる場合があることから、その状況を踏まえて留意点を示すべき。	2
下水道管路が被災することを考慮し、貯留型で整備を検討することを示すべき。	1
意見に対する考え方	
地域の状況に応じてマンホールトイレの形式を選択すべきであることから、ご指摘を踏まえて、P27に「(6) その他 1) 放流先の管路等の能力」の項目を追加し、以下のとおり記載しました。 「放流先の下水道施設の流下能力と耐震化の状況を確認する。」マンホールトイレの形式を検討する際には、マンホールトイレの放流先の下水道施設の流下能力や耐震化の状況を確認する必要がある。確認した結果を基に、地域の状況に応じて形式等を検討することが望ましい。」	

(6) 上部構造物等の保管場所

主な意見の概要	意見数
上部構造物等の保管場所についての考え方を示すべき。	1
意見に対する考え方	
ご指摘を踏まえて、P26に「(5) 上部構造物等の保管場所」の項目を追加し、以下のとおり記載しました。 「上部構造物は、迅速に設置が可能な場所に保管する。」パネル・テントや便座・便器等の上部構造物や備品は、下部構造物の近くなど迅速に設置が可能な場所に保管することが望ましい。」	

3. 快適なトイレ環境の確保に向け配慮することが望ましい事項

(1) 安全・安心面の配慮

主な意見の概要	意見数
室内との寒暖差を考慮し、暖房等を設置するなどの配慮も示すべき。	1
意見に対する考え方	
暖房がないことによりマンホールトイレでの安全・安心が損なわれたという報告はなく、全てのマンホールトイレの整備・運用で配慮すべき事項とは考えられないため、原文のままとさせていただき、今後の検討の参考とさせていただきます。	

主な意見の概要	意見数
P 2 8 「(1) 安全・安心面の配慮」のうち、「トイレブースは、堅牢なつくり（パネル等）とし、」とあるが、テント仕様のマンホールトイレが導入されている中で、パネル仕様のみこだわりの必要はない。	3
P 2 8 「(1) 安全・安心面の配慮」のうち、「施錠できるようにする」とあるが、必ずしも施錠の必要はない。	2
意見に対する考え方	
ご指摘の点については、配慮することが望ましい事項であることから、必ず実施しなければならないことではありませんが、記載した趣旨を明確にするため、以下のとおり修正します。 「トイレブースは想定される風雨等に耐えられるものとし、施錠等により外から容易に開けられないようにする」	

(2) 要配慮者の配慮

主な意見の概要	意見数
高齢者、障がい者、社会的弱者の方々への配慮が必要である。	1
意見に対する考え方	
ご指摘の点については、P 3 2 「(2) 要配慮者への配慮」等で整理されていますので、原文のままさせていただきます。	

主な意見の概要	意見数
車いすでもスムーズに利用できる通路の確保に向けて、雨の日にぬかるんでしまうことなどへも配慮が必要。	1
意見に対する考え方	
ご指摘を踏まえ、P 3 1 「(2) 要配慮者への配慮」のうち、以下のとおり修正します。 □トイレまでのアクセスに障害がないように配慮する（障害物、段差、ぬかるみ等）	

主な意見の概要	意見数
立ち座りを楽にするために、便器前での立ち座りや向き変更に必要な十分なスペース（便器先端から 500mm 以上）の確保が望ましい。	1
意見に対する考え方	
ご指摘を踏まえ、P 3 2 「(2) 要配慮者への配慮」において、「車いす等で利用できる広いトイレ」と修正します。	

4. 事前準備・訓練

主な意見の概要	意見数
訓練の主体に消防団を明記すべき。	1
意見に対する考え方	
訓練の主体は消防団に限らないため、ご指摘を踏まえ P 3 4 「4. 事前準備・訓練」のうち、以下のとおり修正します。 「訓練は、施設管理者や自主防災組織等のマンホールトイレを運用する者による防災訓練の一環として、」	

主な意見の概要	意見数
「4. 事前準備・訓練」のうち、「①使用可否の判断の訓練」の内容に「下水道管路」とあるが、何を確認するのかを明記すべき。	1
意見に対する考え方	
ご指摘を踏まえ、施設管理者以外が使用可否を判断する基準を示すため、以下のとおり修正します。 ・マンホールトイレ周辺の地盤に異常がないかを確認する ・下水道施設が被災したことなどにより下水道管理者からマンホールトイレの使用中止の要請があった場合は使用を中止する	

主な意見の概要	意見数
「4. 事前準備・訓練」の項目に、「清掃方法や頻度の確認」を明記すべき。	1
意見に対する考え方	
ご指摘を踏まえ、「(4) 清掃方法や頻度の確認」の項目を追加し、以下のとおり記載しました。 ・訓練に使用する備品等を確認する ・トイレの清掃方法を確認する	

5. マンホールトイレの整備・運用における7カ条

主な意見の概要	意見数
定期的に訓練を実施すべき旨を記載すべき。	1
意見に対する考え方	
<p>ご指摘を踏まえ、P 37「5. マンホールトイレの整備・運用における7箇条」のうち、以下のとおり追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的にマンホールトイレの使用訓練を実施 	

資料編

主な意見の概要	意見数
訓練を行った事例を示していただきたい。	1
意見に対する考え方	
ご指摘を踏まえ、P 46「(3) 岐阜県恵那市」の事例を追記しました。	

主な意見の概要	意見数
井戸を使った災害用トイレシステムを導入した事例を示していただきたい。	1
意見に対する考え方	
<p>今回記載した事例は、東日本大震災でマンホールトイレの使用実績がある自治体や啓発活動や訓練等の取り組みに特色のある自治体の状況を他の参考となるようにお示ししているものであるため、原文のとおりといたします。なお、ご指摘の点については、P 26「(4) 確保すべき水源」に、井戸水が水源として考えられる旨を記載しております。</p>	

その他

主な意見の概要	意見数
マンション管理組合や賃貸マンションオーナー宛に、マンションの敷地に設置可能な場所やマンホールトイレの種類を周知していただきたい。	1
マンション管理組合や賃貸マンションオーナーに対するマンホールトイレ設置費用の一部助成を行っていただきたい。	1
意見に対する考え方	
<p>本ガイドラインは、地方公共団体の下水道担当者等がマンホールトイレを整備するための基本的な方針を検討する際に利用していただくものですが、マンホールトイレの設置の考え方については、マンションのオーナー等にも参考になるものと考えています。</p> <p>施設内のどこにマンホールトイレを設置したらよいかといった「設置場所」を検討する際に考慮すべき事項については、施設の配置等の現場条件の違いによって様々であり、今回は検討対象外としていたため、ご指摘を参考に今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>また、下水道管に接続したマンホールトイレの設置をご検討される場合は、当該マンションが所在する自治体等の下水道管理者にお問い合わせください。</p>	